

みたけ学園・みたけの園整備事業  
事前評価関係資料

- 1 大規模施設整備事業 事前評価の概要
- 2 大規模施設整備事業 事前評価調書 等



# 大規模施設整備事業事前評価調書の概要

## (みたけ学園・みたけの園整備事業)

担当部課：保健福祉部障がい保健福祉課

### 1 事業概要 (所在市町村：盛岡市、滝沢市)

○事業目的：老朽化・狭隘化した施設を改築整備し、個々の障がい特性に応じた支援を行い、安全・安心で快適な生活環境を提供するとともに、障がい児・障がい者及びその家族の地域生活を支援するための機能を強化する。

○事業内容：施設の概要及び規模

- ・建設予定地 岩手県立療育センターの移転後の敷地（盛岡市手代森 6-10-6）及びみたけ学園・みたけの園の敷地内（滝沢市穴口 203-4）
- ・施設規模 みたけ学園・みたけの園A（手代森） 3,988.66 m<sup>2</sup>（学園定員 40 人、園定員 30 人）  
みたけの園B（穴口） 2,079.00 m<sup>2</sup>（定員 30 人）  
合 計 6,067.66 m<sup>2</sup>（基本計画 6,140 m<sup>2</sup>）

○事業期間：（着工）平成 30 年度 ～（完成）平成 34 年度

○総事業費： 3,160 百万円

○経緯

- ・平成 26 年 6 月に、「みたけ学園・みたけの園整備基本方針」を策定
- ・平成 26 年 7 月から 11 月に開催したみたけ学園・みたけの園整備検討委員会において、「みたけ学園・みたけの園整備基本計画（案）」を検討し、12 月に「みたけ学園・みたけの園整備基本計画」を策定した。
- ・平成 27 年 11 月に政策評価委員会大規模整備事業の事前評価（基本計画後）において、事業実施とした判断は妥当との答申を受け、基本設計・実施設計を実施した。

### 2 事業の必要性等

○現施設建設後 33 年が経過し、施設の老朽化が進んでいること、みたけ学園・みたけの園ともに、大規模単位・多床室での生活であり、施設の構造上の制約により、個別のニーズに応じたきめ細かな支援が困難であることから、早急に改築整備を実施する必要がある。

### 3 環境保全と景観への配慮

- 「みたけ学園・みたけの園整備基本計画」では、「建物の高さや形状・色などについて、周辺環境や景観に配慮するとともに、C o 2 の削減、自然エネルギーの活用など、省エネルギーに配慮した地球環境にやさしい施設とすること。」としており、基本・実施設計の段階で具体的に計画していく。
- また、建設予定地は、県景観条例に係る「景観形成重点地域」には指定されていない。

### 4 総合評価

- みたけ学園・みたけの園はこれまで入所利用者をはじめ、短期入所や日中一時支援などの在宅福祉サービスを提供し、地域の障がい児・者の支援拠点として大きな役割を果たしてきたが、開設から 30 年以上経過し施設の老朽化が進むとともに、個室面積が現在の基準と比較すると狭小である等、構造上の制約から、個々の障がい特性に応じたきめ細やかな支援が困難な状況にある。
- みたけ学園は、行動障がいや虐待などにより手厚い支援が必要な措置児童などの障がい児に対応し、家庭的な雰囲気の中でそれぞれの障がいに応じた専門的な支援を行うため、原則全室個室、ユニットケアを実施できる施設を整備する必要がある。
- みたけの園は、重い障がいのため常時介護を要し、在宅での生活が困難な者に対し、プライバシーを確保し、それぞれの障がい特性に応じた支援を行うため、原則全室個室の施設を整備する必要がある。
- 併せて、みたけ学園・みたけの園ともに、地域で生活する障がい児・者や家族のニーズに対応した在宅福祉サービスを充実する必要がある。
- 上述の必要性を踏まえながら、「みたけ学園・みたけの園整備基本計画」に基づき、改築整備に向けた取組を確実に推進することとしている。
- 環境、景観への影響についても、岩手県自然環境保全指針、岩手県景観条例及び盛岡市景観条例に照らし、支障となる要因はない。
- 以上のことから、「事業実施」が妥当であると判断したものである。



施設の名称	みたけ学園・みたけの園(仮称)				
担当部課名	保健福祉部障がい保健福祉課	建設予定地	盛岡市、滝沢市		
県の計画との関連	計画：いわて県民計画 (政策) III 医療・子育て・福祉 (政策項目) No.16 福祉コミュニティの確立 (具体的な推進方策) 障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活ができる環境の構築				
事業概要	(1) 事業目的				
	老朽化・狭隘化した施設を改築整備し、個々の障がい特性に応じた支援を行い、安全・安心で快適な生活環境を提供するとともに、障がい児・者及びその家族の地域生活を支援するための機能を強化する。				
	(2) 事業の特徴				
	ア みたけ学園 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係機関と連携し、盛岡圏域の中心的な障害児入所施設として、措置児童など緊急的な対応が必要なケースに対する受け入れ体制を強化する。</li> <li>② 入所している障がい児一人ひとりの個性や能力に応じた育ちを保障し、退所後の地域生活や障害者支援施設への円滑な移行を支援する。</li> <li>③ 自閉症や行動障がい、虐待により措置入所した障がい児などに対し、入所による個別的・専門的な支援を行う機能を有するとともに、セーフティネットの役割を果たす。</li> <li>④ 在宅の障がい児や家族を支援するため、充実した在宅福祉サービスを提供する。</li> <li>⑤ 地域の支援学校等と連携し、入所児童に必要な教育の機会を確保する。</li> </ul> イ みたけの園 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自閉症や行動障がいなどの重い障がいのため常時介護を要し、在宅での生活が困難な障がい者に対し、安全で快適な生活環境を提供する。</li> <li>② 地域での生活や就労を希望する入所者が、持てる力を十分に発揮し、地域社会の一員となれるよう、生活訓練や就労支援を行う。</li> <li>③ 在宅の障がい者を支援するため、入所施設としての専門性を活かし、地域のグループホームや通所事業所などと連携し、包括的な在宅福祉サービスを提供する。</li> </ul>				
	(3) 事業目標				
	ア 目標				
	指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
	施設入所利用率 (みたけ学園)	平成 29 年度	94.0%	平成 32 年度 (※)	94.0%
	施設入所利用率 (みたけの園)	平成 29 年度	96.0%	平成 32 年度 (※)	96.0%
	※施設利用開始予定初年度				
	イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠				
	重い障がいのため常時介護を要し、在宅での生活が困難な障がい者に対し、安全で快適な生活環境を提供するため入所機能を整備することから、当該施設の入所利用率を指標とするものである。				

事 業 概 要	<p>(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢</p> <p>ア 少子化が進んでいるが、療育手帳の取得者は増加傾向にあり、将来的にも急激な減少は見込めない。</p> <p>イ みたけ学園</p> <p>① 自閉症や行動障がいを伴った障がい児、虐待等による措置入所の障がい児が増加していることから、障がい特性に応じた専門的な支援を行う機能を有するとともに、セーフティネットの役割を果たす必要がある。</p> <p>② 障がい児の短期入所や放課後等デイサービスなど、在宅福祉サービスの利用が増加していることから、ニーズに対応した支援機能を充実させる必要がある。</p> <p>ウ みたけの園</p> <p>① 障がいが高く、在宅での生活が困難であり、今後も長期間の入所が見込まれる障がい者に対し、個別のニーズに応じた支援を行うとともに、快適な生活環境を提供する必要がある。</p> <p>② 地域で生活する障がい者の支援拠点として、短期入所や日中一時支援など在宅支援機能を整備する必要がある。</p>															
	<p>(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など</p> <p>ア 平成 25 年 6 月～平成 26 年 6 月：平成 25 年 6 月にみたけ学園・みたけの園のあり方検討会を設置し、改築整備に向けた基本的な方向性を整理した。平成 26 年 6 月に整備基本方針を策定した。</p> <p>イ 平成 26 年 7 月～12 月：平成 26 年 7 月にみたけ学園・みたけの園整備検討委員会を設置し、基本方針を踏まえ、新たな施設の機能や規模、整備予定地等について学識経験者等外部委員等で検討した。平成 26 年 12 月に整備の方向性を示す「みたけ学園・みたけの園整備基本計画」を策定した。</p> <p>ウ 平成 27 年 7 月～11 月：政策評価委員会大規模整備事業の事前評価（基本計画後）において、事業実施とした判断は妥当との答申を受け、基本設計・実施設計を実施した。</p>															
	<p>(6) 事業の内容</p> <p>ア 事業主体 岩手県 (運営については平成 18 年に、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に移管済)</p> <p>イ 施設の概要及び規模（施設延べ面積、敷地面積等）</p> <p>① 建設予定地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市手代森：岩手県立療育センター跡地 (岩手県立療育センターは、平成 29 年 1 月に矢巾町に新築移転予定)</li> <li>・滝沢市穴口：現在地</li> </ul> <p>② 施設規模（基本設計）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">みたけ学園・みたけの園 A（手代森）</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,988.66 m<sup>2</sup>（学園定員 40 人、園定員 30 人）</td> </tr> <tr> <td>みたけの園 B（穴口）</td> <td style="text-align: right;">2,079.00 m<sup>2</sup>（定員 30 人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">6,067.66 m<sup>2</sup>（基本計画 6,140 m<sup>2</sup>）</td> </tr> </table> <p>ウ スケジュール 基本設計段階での整備スケジュールであり、今後変更があり得る。</p> <p>① 計画期間（着工） 平成 30 年度 ～（完成）平成 34 年度</p> <p>② 今後のスケジュール</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成 30 年度</td> <td style="width: 50%;">既存施設解体（手代森）</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度～平成 32 年度</td> <td>施工業者選定、建設工事（手代森）、手代森利用開始</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>既存施設解体（穴口第Ⅰ期）</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度～平成 33 年度</td> <td>施工業者選定、建設工事（穴口）、穴口利用開始</td> </tr> <tr> <td>平成 34 年度以降</td> <td>既存施設解体（穴口第Ⅱ期）、外構工事（穴口）</td> </tr> </table>	みたけ学園・みたけの園 A（手代森）	3,988.66 m <sup>2</sup> （学園定員 40 人、園定員 30 人）	みたけの園 B（穴口）	2,079.00 m <sup>2</sup> （定員 30 人）	合 計	6,067.66 m <sup>2</sup> （基本計画 6,140 m <sup>2</sup> ）	平成 30 年度	既存施設解体（手代森）	平成 31 年度～平成 32 年度	施工業者選定、建設工事（手代森）、手代森利用開始	平成 32 年度	既存施設解体（穴口第Ⅰ期）	平成 32 年度～平成 33 年度	施工業者選定、建設工事（穴口）、穴口利用開始	平成 34 年度以降
みたけ学園・みたけの園 A（手代森）	3,988.66 m <sup>2</sup> （学園定員 40 人、園定員 30 人）															
みたけの園 B（穴口）	2,079.00 m <sup>2</sup> （定員 30 人）															
合 計	6,067.66 m <sup>2</sup> （基本計画 6,140 m <sup>2</sup> ）															
平成 30 年度	既存施設解体（手代森）															
平成 31 年度～平成 32 年度	施工業者選定、建設工事（手代森）、手代森利用開始															
平成 32 年度	既存施設解体（穴口第Ⅰ期）															
平成 32 年度～平成 33 年度	施工業者選定、建設工事（穴口）、穴口利用開始															
平成 34 年度以降	既存施設解体（穴口第Ⅱ期）、外構工事（穴口）															

	平成 27 年 度以前	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年 度以降
基本方針	→							
基本計画	→							
基本・実施設計		→						
既存施設解体				→ (手代森)		→ (穴口第Ⅰ期)		→ (穴口第Ⅱ期)
工事施工					→ (手代森)	→ (穴口)	→	→ (穴口外構)

(7) 整備事業費と収支計画 ※今後変更となる場合があること。

ア 事業費

(百万円)

総事業費	用地費	本体工事費	設計費	施設解体費	その他
3,160	0	2,243	164	639	114

イ 年度別事業計画

(百万円)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度以降
92	72	339	1,064	787	806

ウ 財源

(百万円)

国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債
0	0	620	2,540

エ コスト縮減への取り組み

- ① 既存の県有地及び現在地を活用する。
- ② 各施設・機能の共有化、保守の省力化に配慮し、汎用性が高く長期間使い続けることのできる構造するとともに、メンテナンスコストの低減に配慮した設計としている。

具体的な整備費縮減の主な取組としては次のとおり。

- ・陸屋根工法において、強度面で勝るステンレス防水と比較して保証期間が同様の 10 年程度であるシート防水を採用することにより、概ね 2,470 万円程度（手代森 1,720、穴口 750）の縮減を図っている。
- ・木肌の質感やぬくもりから福祉施設などで使用されている木質の集成材と一体となったサッシの採用を見送り、一般のアルミサッシとすることにより、25%～50%程度の縮減を図っている。
- ・天井の高さや階高を一般的な高さに抑えることにより、コストを圧縮している。大空間では部屋の広がりに伴い天井高が高くなり、結果的に㎡単価の上昇に繋がることから、極力、大空間を作らないよう工夫している。
- ・みたけ学園・みたけの園 A（手代森）にあっては、現況の擁壁や構造物、敷地形状を利用し地形に合わせて新築物をひとつの地盤面とすることで、造成や開発許可の申請が不要となり、工事期間や工事費の大幅な縮減を図る。

オ 岩手県社会福祉事業団の収支計画（平成 34 年度）※両施設運営時点

項目	施設区分	金額（千円）	内 訳
収入見込	みたけ学園・みたけの園 A	402,288	措置費、障害児施設給付費、 自立支援給付費
	みたけの園 B	181,011	
支出見込	みたけ学園・みたけの園 A	388,800	人件費、事業費等
	みたけの園 B	171,687	
収支差額		22,812	施設修繕費等積立

※収支については、現段階で想定しているものであり、利用者の状況、国の制度改正等によって収支の増減があり得ること。

事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 県計画との関係          いわて県民計画の政策項目No.16「福祉コミュニティの確立」に、全ての障がい者が希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活ができるよう、住まいの場の確保を進めると位置付けられていることから、本事業もこの考え方にに基づき、老朽化した入所施設を改築整備することにより、安全・安心で快適な生活環境を提供しようとするもの。</p> <p>イ 課題や県民のニーズとの関連          近年、障がいの重度化、在宅福祉サービス利用者の増加などに対応する必要性が生じていること、及び施設の老朽化により、早期に改築整備するよう強い要望が保護者などの関係者から寄せられている。</p>
	<p>(2) 県が実施（関与）する必要性</p> <p>ア みたけ学園は、昭和 34 年に知的障害児施設「県立みたけ学園」として開設し、平成 9 年には知的障害者更生施設「県立みたけの園」を併設し、平成 18 年には、運営を社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）に移管し、現在に至っている。</p> <p>イ 事業団は、昭和 46 年に県立社会福祉施設の受託運営を行うことを目的に、県の全額出資により設立された団体であり、平成 17 年度までは県立施設の受託運営、平成 18 年度からは移管された県の施設を運営している。</p> <p>ウ 運営は移管したが、建物は県が所有し、事業団に無償貸与を行っていることから、建物の改築整備は県が行う必要がある。</p>
	<p>(3) 緊急に取り組む必要性</p> <p>現施設建設後 33 年が経過し施設の老朽化が進んでいること、みたけ学園では、重度棟 20 人、一般棟 20 人、みたけの園では、重度棟 30 人、一般棟 30 人（男女混合）の大規模単位・多床室での生活であり、施設の構造上の制約により、個別のニーズに応じたきめ細かな支援が困難であることから、早急に改築整備を実施する必要がある。</p>
事業の有効性	<p>(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果（利用者数、経済波及効果等）</p> <p>重度の知的障がい児・者を主な対象とした、感覚刺激空間を用いて最適な余暇やリラクゼーション活動を提供するスヌーズレン室を新たに入所と通所の共有スペースに設置することにより、スヌーズレン室を利用した新たなサービスを利用する入所児・者及び通所児・者の増加が見込まれる。</p>
	<p>(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果</p> <p>ア 入所施設を多床室から全室個室とすることにより、利用者のプライバシーに十分配慮した施設となる。</p> <p>イ 入所施設と通所施設を可能な限り一体で整備することにより、利用者の利便性の向上とサービス提供者の効率化が図られる。</p> <p>ウ 内壁をクッション材で仕上げた部屋など重度障がいや障がいの特性に応じた施設整備とすることにより、利用者の個々に応じたきめ細かなサービスの提供が可能となる。</p> <p>エ 建設工事や施設運営の維持管理業務等における地元受注による経済効果や雇用効果が見込まれる。</p>



(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算 (便益) 後に、費用と効果について分析する  
 定員数を変更しない同等規模の既存入所施設の建替えであり、利用率の向上等を目指して施設を改修するものではないことから、便益を算定するものが限られるため、B/C としての算定は行わないが、参考値として便益算定を行うと次のとおり。

ア 費用便益分析

基準年 50 年

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
費用項目	整備費	2,521	
	既存施設解体	639	建物解体
	総費用 (C)	3,160	社会的割引率 4%
便益項目	快適性の向上効果	—	
	交通費用削減効果	0	
	施設機能強化効果	514	みたけ A438、みたけ B76
	既存土地活用効果	479	みたけ A151、みたけ B328
	総便益 (B)	993	社会的割引率 4%
費用便益比 (B/C)		—	

イ 採用した費用便益分析の手法等

事業の効率性

・ 快適性の向上効果

児・者ともに基本的に入所施設 (生活の本拠地) であることから、新しくなることによる快適性の向上効果などが考えられるが、本人の聞き取り調査は困難であり、また、保護者等からのアンケートなどによる測定も考えにくいことから実施しない。

・ 交通費用削減効果

児童については、現在、隣接している、みたけ支援学校に通学しているが、手代森に移動の際には、隣接の新たな支援学校に通学するため、距離的な違いは生じない。

また、みたけ学園は盛岡圏域の中心である盛岡市の北から南に移設することとなるが、放課後等サービスは両施設において実施することから、これに係る保護者の交通便益は、これまでの移動時間が短くなる方、長くなる方それぞれであり、今後 50 年間の入れ替わり等を予測することは困難であるため、保護者等の交通便益については ±0 円とする。(入所施設の保護者面会も月 1 回程度考えられるが全県対象施設であることから同様の考え方により ±0 円とする。)

・ 施設機能の強化効果

新施設は現在の多床室からユニット型などの個室として整備し、プライバシー確保などの機能強化を行うが、障がいサービスには、居室環境の違いによる費用負担が生じないこと、また、利用率を向上させるために機能を強化するものでないことから、便益項目として考えにくいところであるが、高齢者の生活本拠地としての個室環境の負担額と同等と捉え、特別養護老人ホームの負担額を用いて、想定として算定する。

・ 既存土地の活用効果

手代森の職員宿舍等の土地について、売却することとした場合を想定し算定する。  
 現施設の滝沢市穴口にあっては、実質的に規模縮小による建替えとなることから、土地の約半分については、売却することを想定し算定する。

	<p>(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性</p> <p>ア 入所施設を多床室から全室個室とすることにより、利用者のプライバシーに十分配慮した施設となる。</p> <p>イ 入所施設と通所施設を可能な限り一体で整備することにより、利用者の利便性の向上とサービス提供者の効率化が図られる。</p> <p>ウ 内壁をクッション材で仕上げた部屋など重度障がいや障がいの特性に応じた施設整備とすることにより、利用者の個々に応じたきめ細かなサービスの提供が可能となる。</p> <p>エ 建設工事や施設運営の維持管理業務等における地元受注による経済効果や雇用効果が見込まれる。</p>
<p>施設計画の妥当性</p>	<p>(1) 規模の妥当性</p> <p>自閉症や行動障がいを伴った障がい児、虐待等による措置入所の障がい児の増加、障がい者が重く今後も入所期間の長期化が見込まれる障がい者に快適な生活環境を提供するために必要とされる機能を踏まえ、県内外で新設した類似施設を参考とした施設規模とする。</p> <p>また、他都道府県において、RC構造の県立ユニット型類似施設の例がないことから、ユニット型の室内配置等については、民間の福島県のアルバや神奈川県のおらべの杜の平均的な規模を参考としたところ。</p> <p>また、整備費については、民間施設であることから公開していないこと、及び、新築したアルバは木造であることから、多床室であるが、岩手県において平成 24 年度に改築整備した、RC構造のやさわの園の整備費を参考とし、次のとおり建設物価上昇率等を勘案のうえ㎡単価により整備費の妥当性について判断したもの。</p> <p>●<u>みたけ学園・みたけの園A @355,174 円</u> = 1,416,668 千円 / 3,988.66 ㎡ (やさわの園対比 +11.4%)</p> <p>●<u>みたけの園B @340,640 円</u> = 708,191 千円 / 2,079 ㎡ (やさわの園対比 +6.9%)</p> <p>※平成 24 年度に建設したやさわの園の整備単価は、@318,774 円 = 908,000 千円 / 2,848.41 ㎡ (定員 46 人) であったが、両施設とも、復興需要などによる建設費の上昇率である全国平均の 11.5% (建設物価調査会建設物価指数 2017.04 : 構造別平均 RC2012~2016 比較) (参考 : 都市別 RC 平均 (仙台) 18.9%) 以下の上昇率であるため、概ね妥当である。</p> <p><b>【参考とした類似施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合児童発達支援センターアルバ (福島県郡山市 : 平成 25 年 4 月開所、ユニット個室木造)</li> <li>・障害児入所施設おらべの杜 (神奈川県小田原市 : 平成 25 年 4 月開所、大規模改修によるユニット個室化)</li> <li>・やさわの園 (花巻市 : 平成 25 年 3 月改築、多床室 RC 造)</li> </ul> <p>※ 上記に加えて、県が設立した (社福) 岐阜県福祉事業団において、RC構造ユニット型個室のひまわりの丘いこい棟を平成 29 年 4 月から運営開始したことが判明し、建設コストについて検証した結果、次のとおりであり、本件の建設コストは大幅に抑制されているものと判断できる。</p> <p>また、ひまわりの丘は、いこい棟の他に今後 3 棟の建替えの計画を進めているところであり、事務室や会議室といった管理棟は別に建設する予定であることから、そうした機能を除いた延べ床面積となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひまわりの丘いこい棟 (岐阜県関市 : 平成 29 年 4 月開所、ユニット型個室 RC 造) @439,289 円 = 1,195,869 千円 / 2,722.28 ㎡ (定員 50 人)</li> </ul>

	<p>(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等）</p> <p>ア みたけ学園と同様の形態の施設は、盛岡圏域に他に1箇所あるが、当該施設は入所している障がい児が成人に達したことから、障害者支援施設への転換を検討しており、みたけ学園の代替施設とはならない。</p> <p>イ みたけの園と同様の形態の施設は、盛岡圏域に他に6箇所あるが、すべての施設において定員を充足していることから、みたけの園の代替施設とはならない。</p> <p>ウ 敷地が狭小であることから、入所機能を維持しながら、現在地で立替を行うことは困難である。</p>
施設計画の妥当性	<p>(3) 建設予定地選定の妥当性</p> <p>ア 検討した候補地 県立療育センター跡地（盛岡市手代森 6-10-6）及びみたけ学園・みたけの園の敷地内（滝沢市穴口 203-4）</p> <p>イ 選定理由</p> <p>① 既存の県有地を活用するとともに、施設整備に必要な面積を確保できること。</p> <p>② 入所者が快適に過ごせる静かで良好な周辺環境が保たれていること。また、福祉施設である県立療育センター跡地であることから、同種の福祉施設であるみたけ学園・みたけの園の設置について、地元の理解を得やすいこと。</p> <p>③ 利用者の行動特性を踏まえ、交通事故のリスクが低いなど、安全性が確保できる環境であること。</p> <p>④ 近隣に医療機関があり、通院の負担が少なく、救急時等にも迅速な対応が図られる地域であること。</p> <p>⑤ みたけ学園について、入所する児童の通学の負担が少ない場所であること。（なお、盛岡となん支援学校移転後の空校舎については、県教育委員会において、知的障がい児向けの支援学校として、H31年度開校を目指して整備することとしている。）</p> <p>⑥ 現在地で在宅支援サービスを利用している障がい者の利便性が確保されるとともに、みたけの園から地域に移行した障がい者が入居するグループホームの支援を継続して行うことができること。</p>
	<p>(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）</p> <p>ア 施設及び敷地内をバリアフリー化する。</p> <p>イ 歩行者と車両それぞれの専用出入口や歩行者専用通路などを設置する。</p> <p>ウ わかりやすい建物及び諸室の配置、誘導サインや室名サインを適切に配置する。</p> <p>エ 行動障がいなど利用者の障がい特性に対応し、ガラス等については、一定の強度が確保されたものを使用し、床及び壁の素材、コンセントやスイッチ類の配置や仕様についても、安全性に配慮する。</p> <p>オ 可動手すり、固定手すり、オストメイト対応機器等を備えた多目的トイレの設置や操作が容易な水洗器具等の設置により利用者に十分配慮したものとする。</p>

環境保全と景観への配慮	<p>(1) 環境に対する影響及び保全対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <p>① 建設予定地は、現在地及び岩手県立療育センター跡地である。</p> <p>② 岩手県自然環境保全指針では、いずれもEランク（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）である。</p> <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物高断熱化並びに冷暖房設備の負荷軽減及び消費電力の少ない設備機器の使用によりCO<sub>2</sub>の排出を抑制する。</li> <li>・希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保全する取組を実施する。</li> </ul> <hr/> <p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <p>ア 緑豊かな自然環境と調和のとれる周辺環境にとけこむような形状・色彩に配慮する。</p> <p>イ 現在地（滝沢市穴口）は、県景観条例に係る「景観形成重点地域」ではない。</p> <p>ウ 移転先（盛岡市手代森）は、盛岡市景観条例に基づく「景観形成重点地域」に指定されていないが、「景観計画区域」が、市内全域となっていることから、同計画の形成基準に沿うものとする。</p>
その他の	<p>(1) 地域住民等の意見とその対応</p> <p>平成29年9月に実施した、地元説明会において、改築及び移転に反対する意見はなかった。</p> <p>保護者会からは、「それぞれ障がい特性があるため、完全個室化は大変有りがたく賛成であるが、内装を木目調にするなどの配慮をお願いしたい。」との要望があった。</p> <hr/> <p>(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応</p> <p>施設内の不慮の事故などに対応するため、近隣の医療機関や警察などとのネットワークを新たに構築するとともに、地元自治会などとのネットワークや災害緊急時の体制整備などについても早急に構築する。</p>

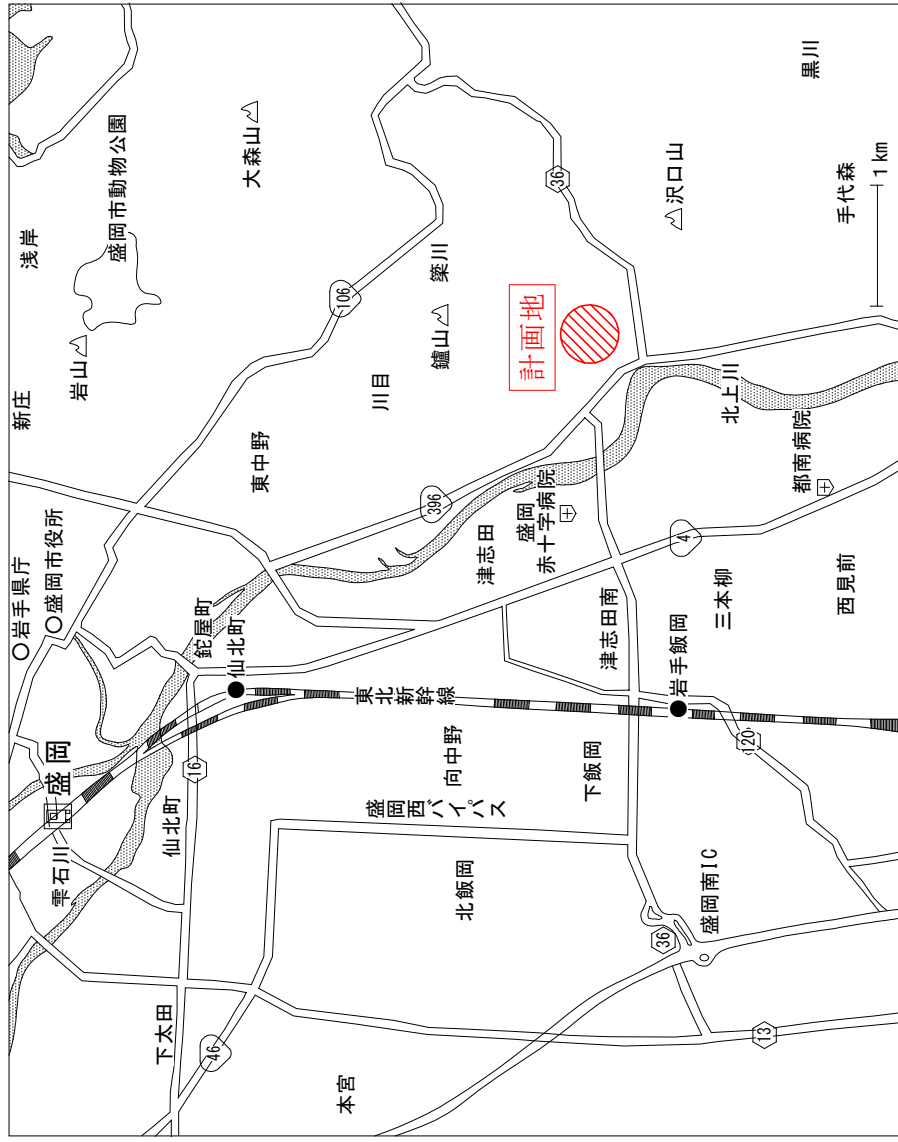
総 合 評 価	(1) 総合評価	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">対応方針案</td> <td style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; padding: 2px 10px;">事業実施</div>           ・ 要検討 (     )    ・ その他 (     )         </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">○ 総合評価に係るコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みたけ学園・みたけの園はこれまで入所利用者をはじめ、短期入所や日中一時支援など在宅支援サービスを提供し、地域の障がい者の支援拠点として大きな役割を果たしてきたが、開設から30年以上経過し施設の老朽化が進むとともに、個室面積が現在の基準と比較すると狭小である等、構造上の制約から、個々の障がい特性に応じたきめ細やかな支援が困難な状況にある。</li> <li>・みたけ学園は、行動障がいや虐待などにより手厚い支援が必要な措置入所の障がい児に対応し、家庭的な雰囲気の中でそれぞれの障がいに応じた専門的な支援を行うため、原則全室個室、ユニットケアを実施できる施設を整備する必要がある。</li> <li>・みたけの園は、重い障がいのため常時介護を要し、在宅での生活が困難な者に対し、プライバシーを確保し、それぞれの障がい特性に応じた支援を行うため、原則全個室の施設を整備する必要がある。</li> <li>・併せて、みたけ学園・みたけの園ともに、短期入所などの在宅支援サービスを利用する障がい児や障がい者が増加していることから、ニーズに対応したサービスを充実させる必要がある。</li> <li>・こうした状況から、「みたけ学園・みたけの園整備基本計画」に基づき、改築整備に向けた取組を確実に推進することとしている。</li> <li>・環境、景観への影響についても、岩手県自然環境保全指針、岩手県景観条例及び盛岡市景観条例に照らし、支障となる要因はない。</li> <li>・以上のことから、「事業実施」が妥当であると判断したものである。</li> </ul>	対応方針案
対応方針案	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; padding: 2px 10px;">事業実施</div> ・ 要検討 (     )    ・ その他 (     )	
	(2) 要検討、その他の場合対応案	

※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

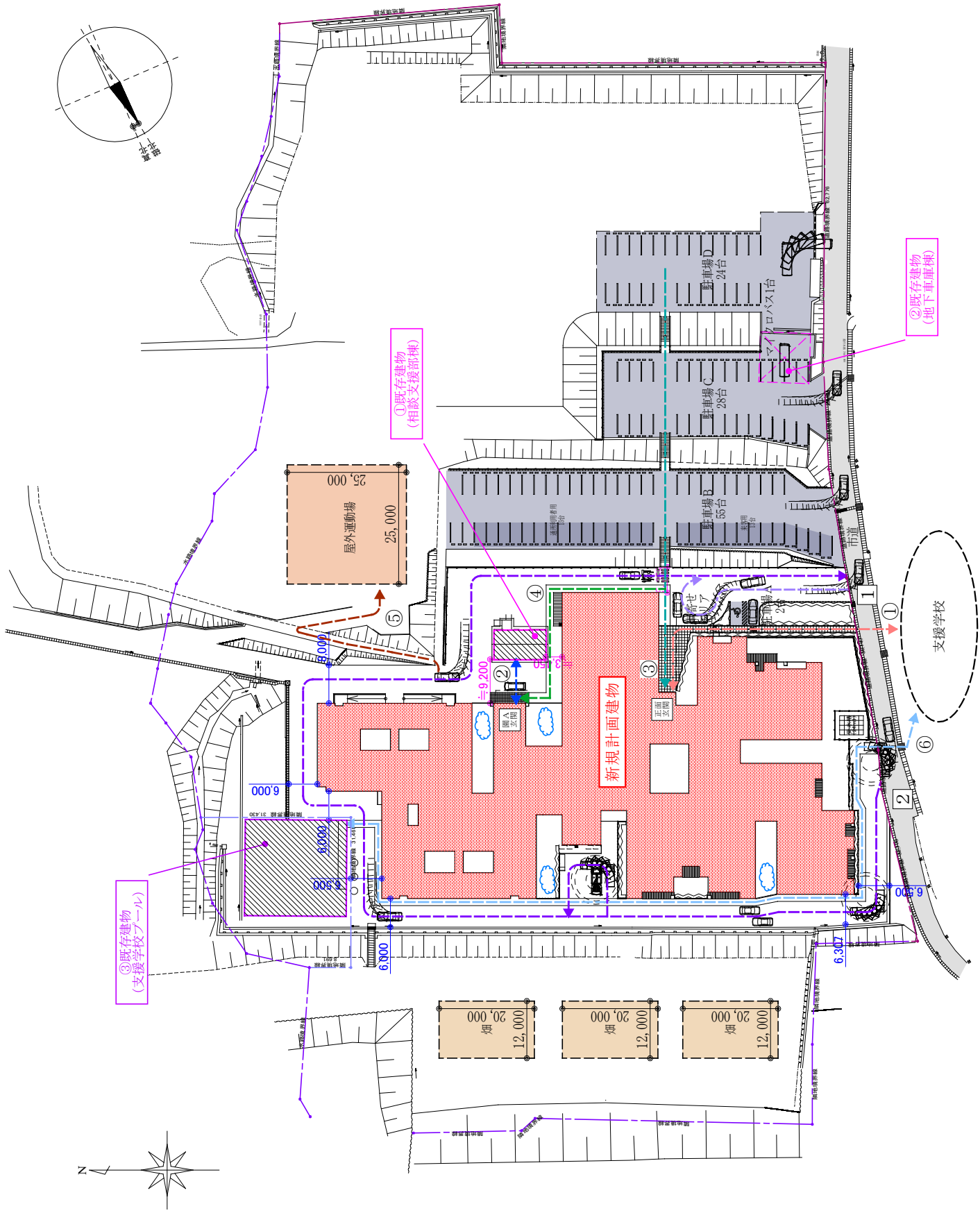
※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特성에応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

I. 建築計画

1. 位置図



2. 配置図 S=1/1,100





【手代森】

I. 建築計画

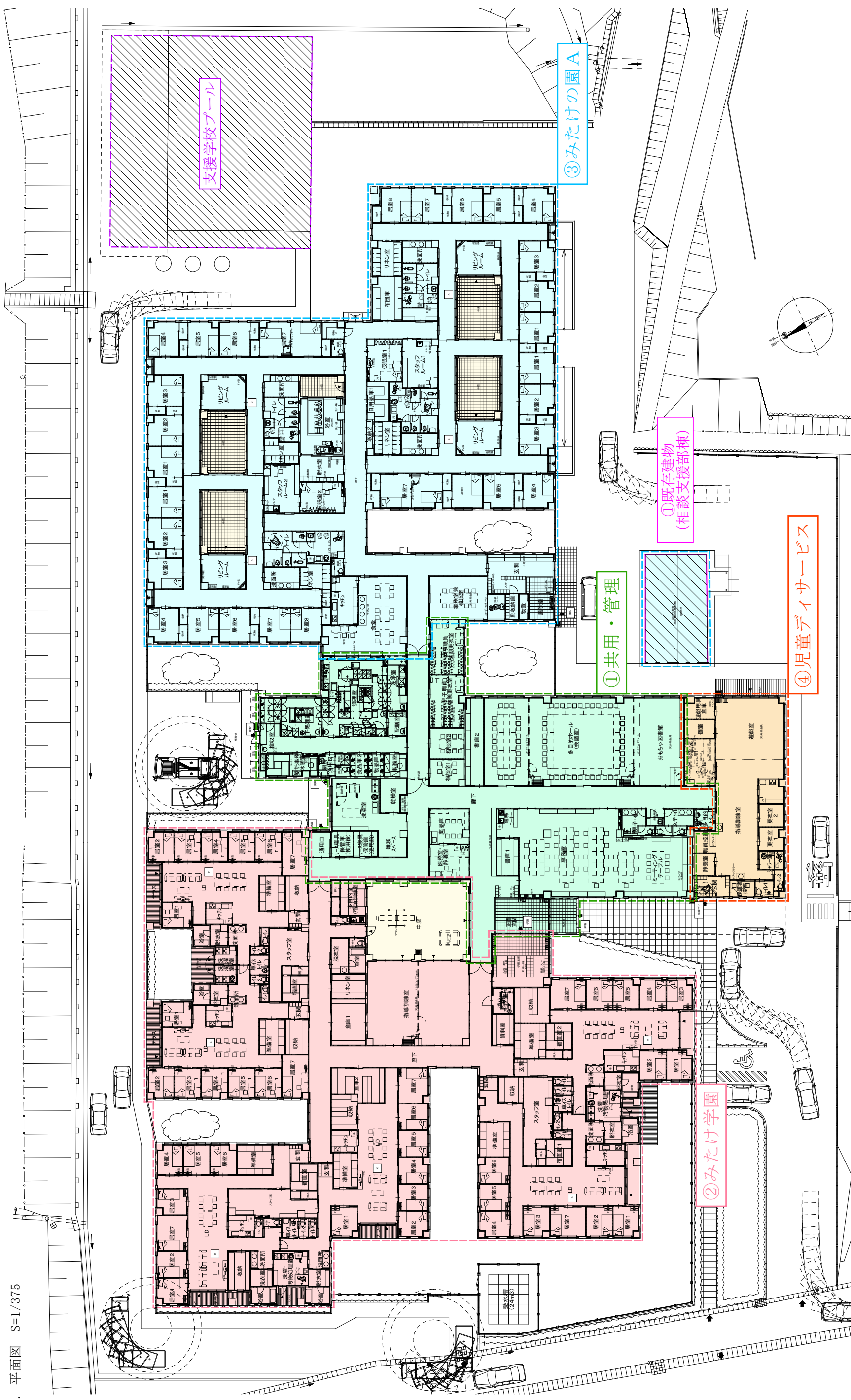
3. 外観イメージ図





I. 建築計画

4. 平面図 S=1/375

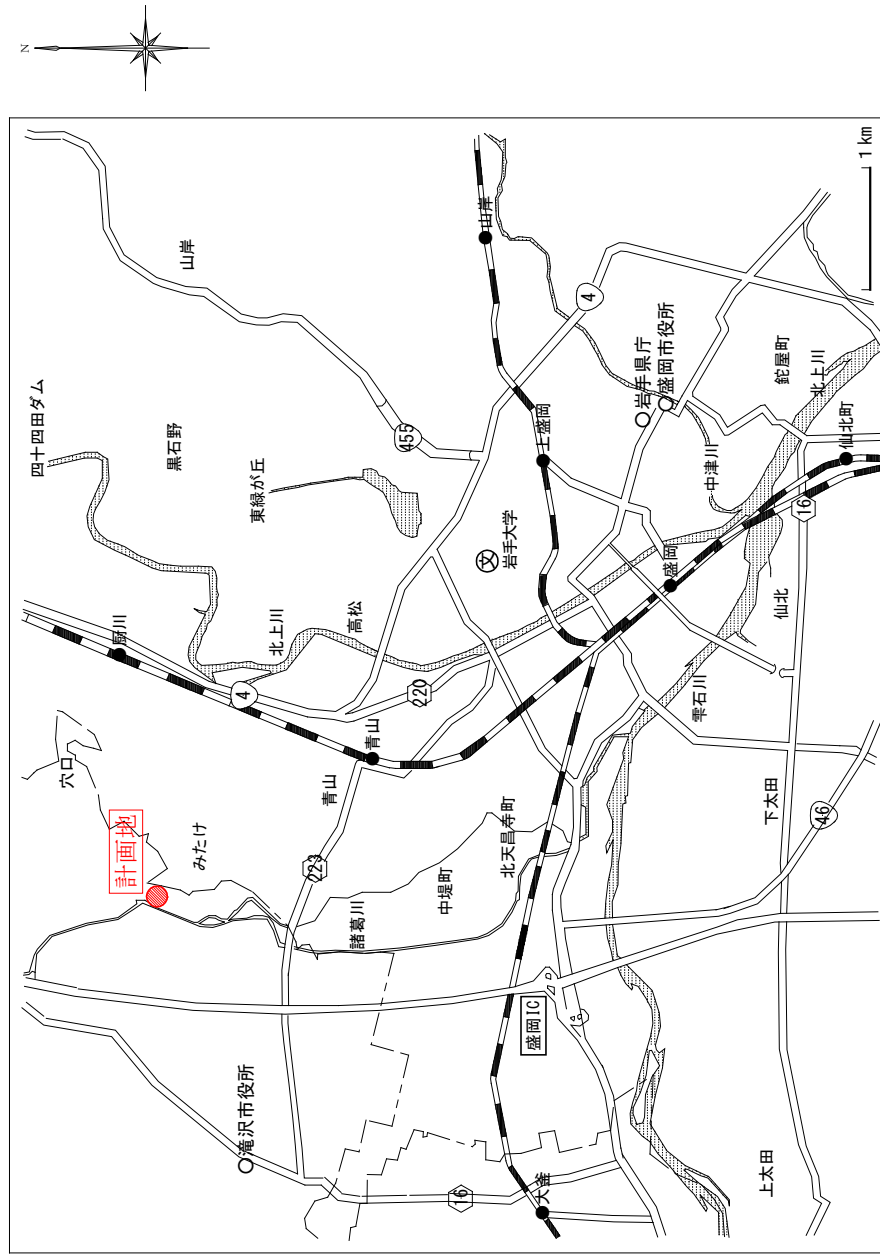




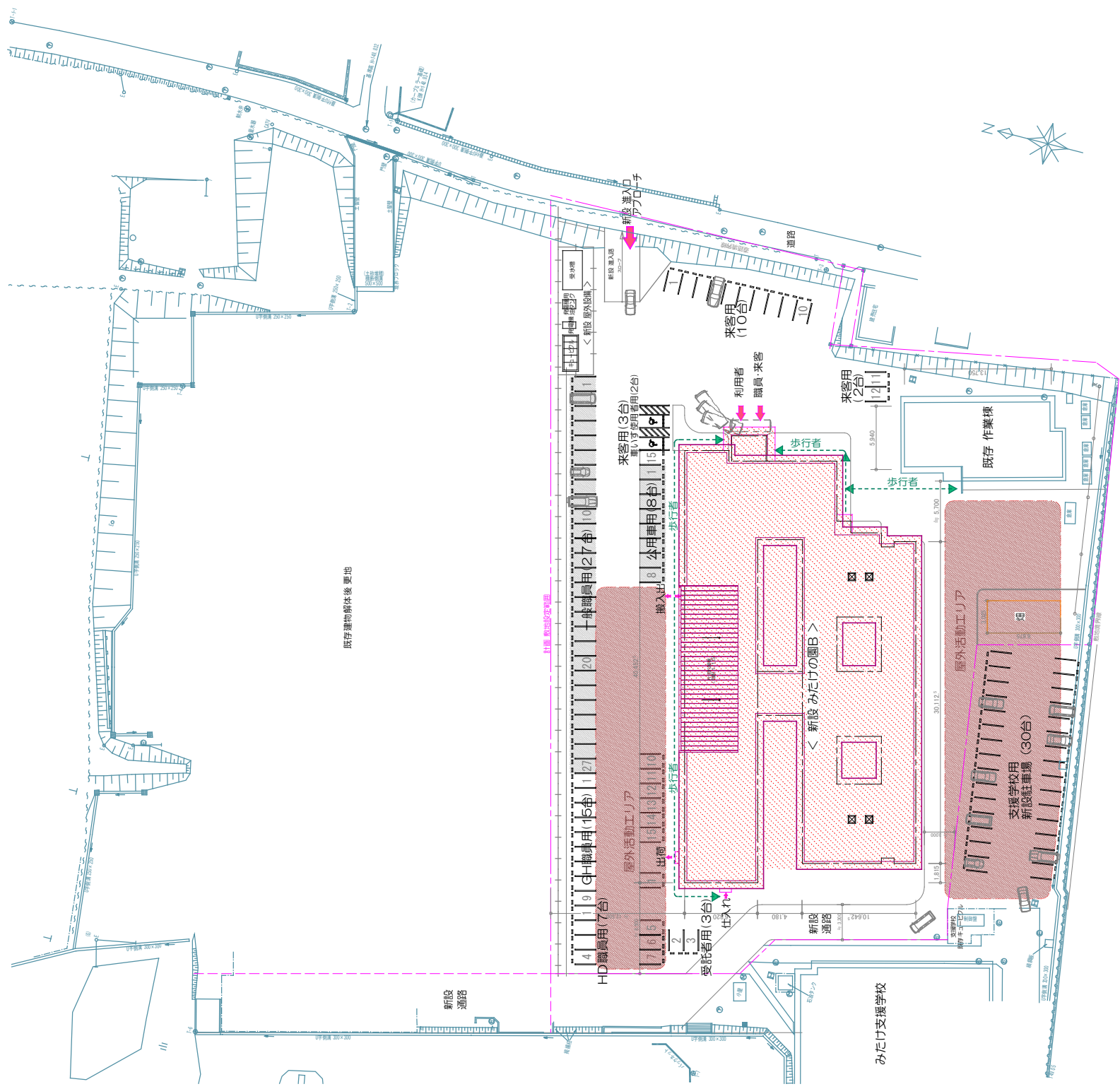
【みたけ】

I. 建築計画

1. 位置図



2. 配置図 S=1/1,100





I. 建築計画

3. 外観イメージ図





I. 建築計画

4. 平面図 S=1/200

